別紙３

紀美野町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 H19.4.1	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考） 年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	11,664	6,859,591	314,073	1,099,631	16.0	15.2

平成18年度決算統計（地方財政状況調査）の数値を入力しています

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算の合計）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	
18年度	203	707,496	106,044	286,091	1,099,631	5,417

類似団体平均 一人当たり給与費
千円
5,741

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成１８年１月１日新設合併により紀美野町が誕生しました。
紀美野町は(類似団体 Ⅲー１)に分類されます。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成19年４月１日現在）

	紀　美　野　町	類　似　団　体	全国町村平均
１８年度	90.2 (88.6)※	92.9	93.5
１９年度	88.1	93.6	93.9

1ﾗｽﾊﾟｲﾚｽ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のﾗｽﾊﾟｲﾚｽ指数を単純平均したものである。
※平成18年度の修正後の報告数値

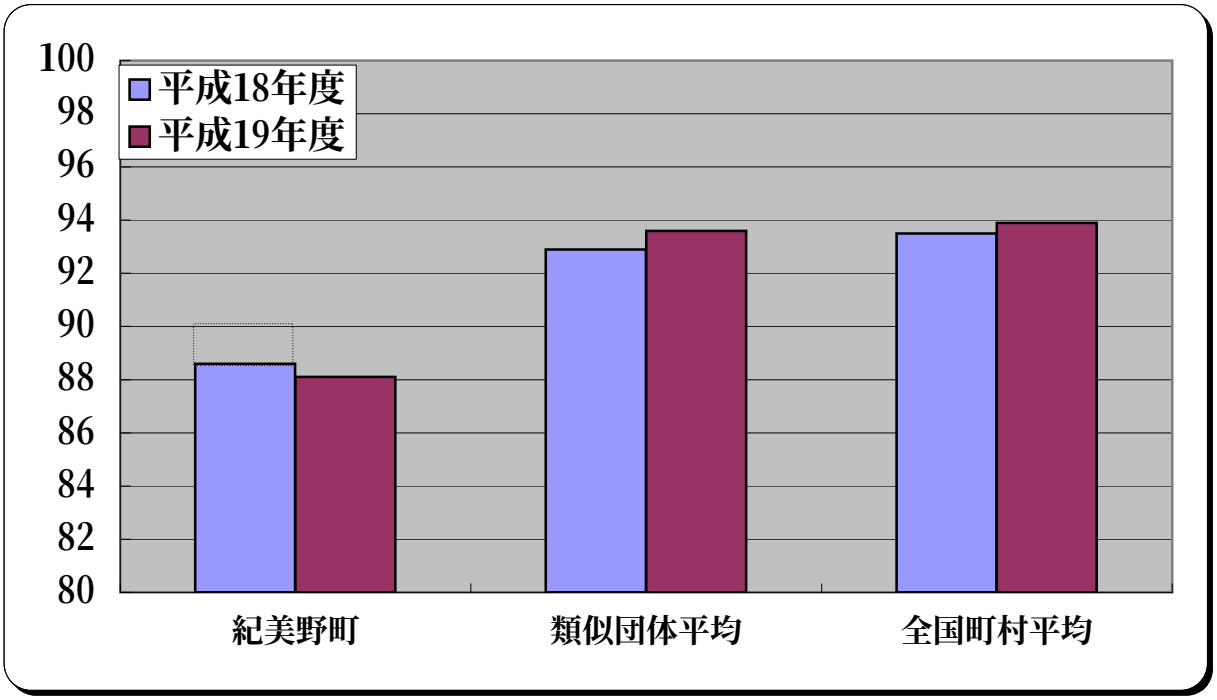

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
紀美野町	45.0 歳	318,475 円	353,978 円	344,462 円
和歌山県	43.0 歳	348,014 円	416,693 円	383,805 円
国	40.7 歳	325,724 円	― 円	383,541 円
類似団体	43.0 歳	325,505 円	373,259 円	352,580 円

②技能労務職　　（単位:円）

区　　分	公務員				
	平均年齢（歳）	職員数（人）	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）
紀美野町	46.4	11	189,191 円	199,673 円	196,164 円
うち調理員	43.5	9	178,656 円	188,122 円	184,256 円
うち校務員(用務員)	57.0	2	236,600 円	251,600 円	249,600 円
和歌山県	48.7	421	347,765 円	388,331 円	372,219 円
国	48.8	5,193	287,094 円	― 円	320,514 円
類似団体	48.9	13	275,812 円	293,286 円	286,196 円

区　　分	民間			参考　（単位:円）			
	対応する民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額（B）	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員（C）	民間（D）	C／D
うち調理員	調理員	44.5	250,300 円	0.8	3,064,103	3,413,600	0.9
うち校務員(用務員)	用務員	53.9	227,200 円	1.1	3,266,027	3,284,300	1.0

1「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当込などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。なお、医療職については、公表することで支給対象者及びその者の支給額を特定することが可能であるので掲載していません。
3民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
4技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。
5年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日)

区　　分		紀美野町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	175,032円	170,200円
	高校卒	138,400円	137,016円	138,400円
技能労務職	高校卒	127,700円	132,660円	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,100 円	290,600 円	321,000 円
	高校卒	217,750 円	249,475 円	296,350 円
技能労務職	高校卒	156,150 円	172,300 円	― 円

給与の支給額については、給与制度の改正に伴う調整額を含んだ額となっています。
該当する経験年数者がいない場合は、近似経験年数の職員の給料支給額を参考に算定しています。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6　級	参事の職務	2	1.4
5　級	課長（重要困難な職務を行う課長）及びこれに相当する職員の職務	12	8.7
4　級	課長（５級に掲げるものを除く。）室長及びこれらに相当する職員の職務	19	13.8
3　級	課長補佐、係長及びこれに相当する職員の職務	63	45.7
2　級	主査及びこれに相当する職員の職務	28	20.3
1　級	主事、補主事の職務	14	10.1

（注）１　紀美野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
　　３　4月1日の給与制度の改正されている。

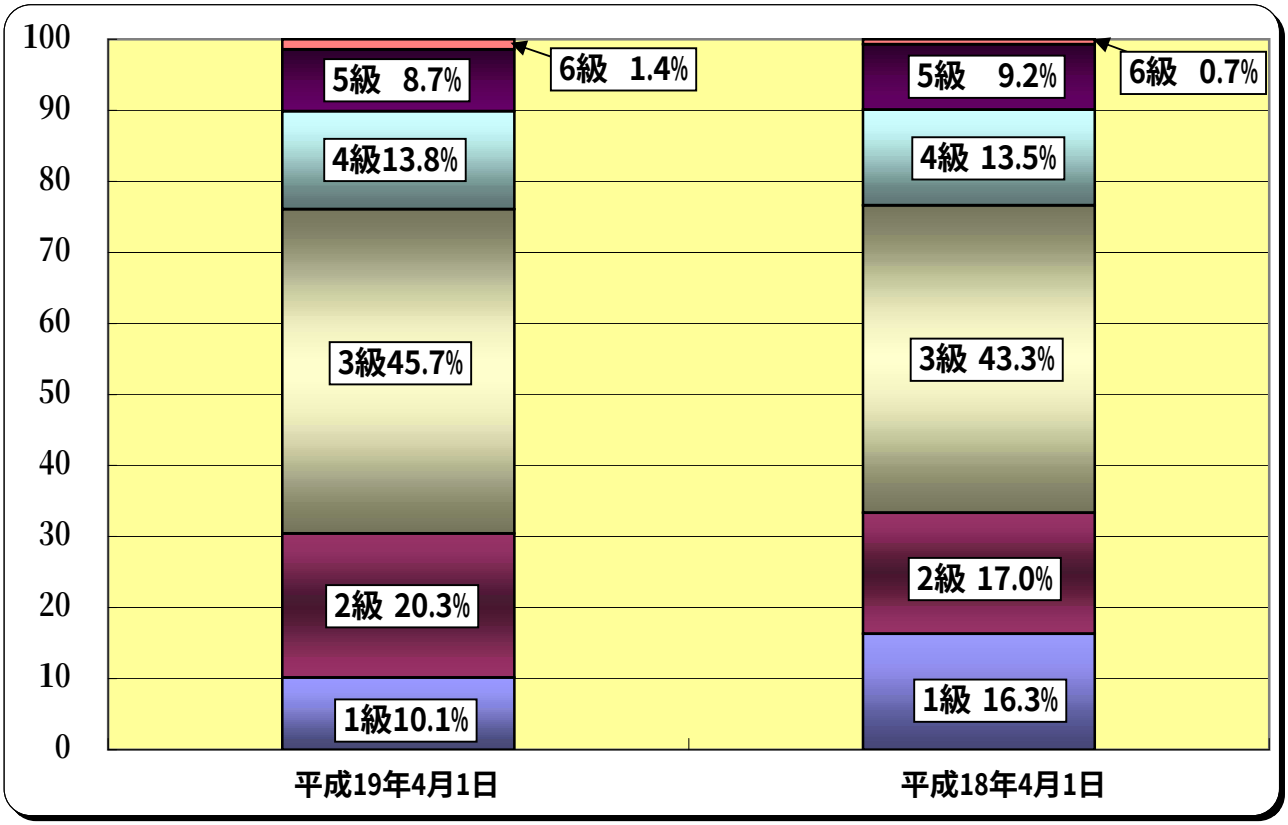

平成１８年４月１日の給与制度の改正により１級と２級を新１級に統合し、３級を新２級に、４級と５級を新３級に統合し、６級を新４級に、７級を新５級にそれぞれ改正している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の導入はしていない。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀美野町	和歌山県	国
１人当たり平均支給額（18年度） 1,560　千円	１人当たり平均支給額（18年度） 1,939　千円	－
（19年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 3.0　月分（ 1.45)月分 （ 1.6 ）月分（ 0.75)月分	（19年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 3.0　月分（ 1.45)月分 （ 1.6 ）月分（ 0.75)月分	（19年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 3.0　月分（ 1.45)月分 （ 1.6 ）月分（ 0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措 役職加算　5～10　% 管理職加算　－　%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20　% 管理職加算　10～20　%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20　% 管理職加算　10～25　%

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価の導入はしていない。

(2) 退職手当（平成19年4月１日現在）

紀美野町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年等	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分	勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分
勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分	勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分
勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分	勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置　２%～２０%加算）			（定年前早期退職特例措置　２%～２０%加算）		
１人当たり平均支給額　21,990　千円					

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績			―
支給職員１人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			―
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
―	― %	― 人	― %

(4) 特殊勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	5,078 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	76,939 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	27.4 %
手当の種類（平成19年度手当数）	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の徴収に関する事務に従事した者	町税の徴収事務に従事した場合に支給	１日500円
感染症の防疫作業に従事手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の疑いのある物体の処理作業に従事した場合に支給	１日1,000円
犬猫等死体処理業務に従事手当	犬猫等死体処理業務に従事する職員	犬猫等死体の処理業務に従事した場合に支給	１日1,000円
地籍調査業務手当	地籍調査業務に従事する職員	地籍調査業務に従事する職員で、著しく危険な現場で長期間作業に従事したものに対し支給	１日300円
消防本部及び消防署勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防本部及び消防署に勤務する職員に対し支給	月額5,500円
交代制勤務手当	交代制勤務に従事する職員	消防署に勤務し、交代制勤務に従事する職員に対して支給	１当務500円
救急業務手当	救急業務に従事する職員	消防署に勤務し、救急業務の為に出動した場合に支給	１回につき300円
救急業務手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員に対して支給	月額8,000円
医学研究手当	診療所の医師	診療所に勤務する医師に対し支給	月額70,000円
診療等手当	診療所の医師	診療業務に従事する医師に対し支給	１日12,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（１８年度決算）	20,494 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（１８年度決算）	150 千円

(6) その他の手当（平成19年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶　養　手　当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)1人当り6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、 3 満16歳から22歳の子供 5,000円加算	同じ	－	29,357　千円	230,419　円
住　居　手　当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から５年限り月額2,500円	同じ	－	6,309　千円	200,524　円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【範囲は6%～10%】	同じ	－	21,240　千円	276,261　円
初任給調整手当	医学に関する専門知識を必要としかつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給する 【月額276,800円】	同じ	－	3,332　千円	3,321,600　円
通　勤　手　当	通勤距離が片道２ｋｍ以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	10,989　千円	81,424　円
宿 日 直 手 当	宿日直を命ぜられた職員が勤務した場合に支給する4,200円	同じ	－	108　千円	9,807　円
管理職特別勤務手　当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急時等により週休日等に勤務した場合に支給	同じ	－	0　千円	0　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 【時間当り100分の25】	同じ	－	0　千円	0　円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給【規則100分の135】	同じ	－	7,434　千円	309,750　円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する		滞在施設別 *公用施設 1日当3,970円 *その他の施設 30日以内 1日当6,620円 30-60日 1日当5,870円 60以上 1日当5,140円	0　千円	0　円
武力攻撃等災害派遣手当	武力攻撃事態等における国民保護の為の措置に関する法律第154条の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する。			0　千円	0　円

5　特別職の報酬等の状況（平成19年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	町長	670,000 円	874,000 円／	325,000 円
	副町長	580,000 円	656,000 円／	325,000 円
	収入役	— 円	583,000 円／	475,200 円
報酬	議長	295,000 円	380,000 円／	243,000 円
	副議長	240,000 円	285,000 円／	191,700 円
	議員	220,000 円	261,000 円／	152,800 円
期末手当	市区町村長 副町長 収入役	（19年度支給割合） 3.3 月分 × 給与月額 × ３５％		
	議長 副議長 議員	（19年度支給割合） 3.3 月分 × 給与月額 × １０％		
退職手当		（算定方式）	（支給時期）	
	市区町村長	670,000円×在職月数×0.433	任期毎	
	副町長	580,000円×在職月数×0.258	任期毎	
	収入役	540,000円×在職月数×0.241	任期毎	

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分／部門		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年4月1日	平成19年4月1日		
普通会計部門	一般行政部門 議会	4	3	△ 1	業務見直しにより削減(議員数の減)
	総務	40	36	△ 4	業務見直し（うち派遣職員4名)
	税務	12	13	1	徴収体制の強化
	農林水産商工	23	23	0	
	労働	0	2	2	ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰの設置
	土木	12	12	0	
	民生	43	41	△ 2	職員不補充
	衛生	11	11	0	
	小計	145	141	△ 4	人口千人当たり職員数12.2人
	教育関係	30	31	1	
	消防関係	33	32	△ 1	
	小計	208	204	△ 4	人口千人当たり職員数17.6人
公営企業等会計部門	上水道	5	5	0	
	簡易水道	7	7	0	
	その他	21	18	△ 3	業務見直しにより削減(議員数の減)
	小計	33	30	△ 3	
合計		241 [250]	234 [250]	△ 7 [0]	

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。

2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年４月１日現在）

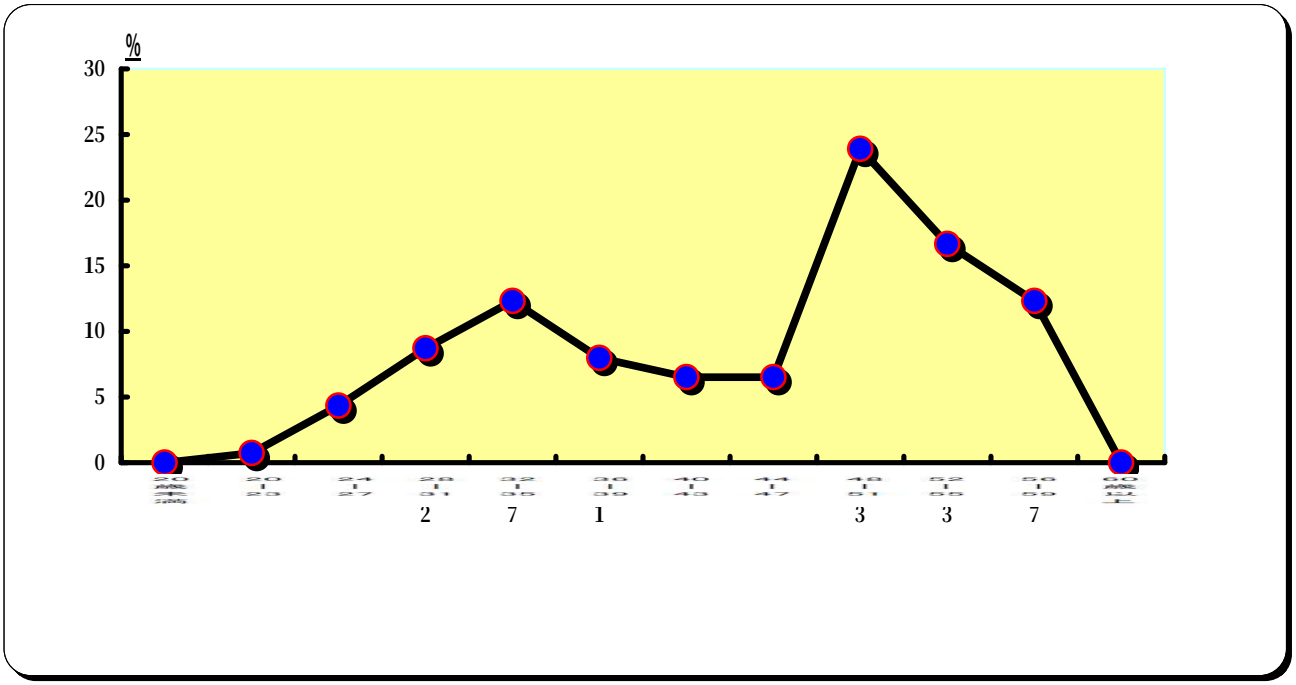

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 6	人 12	人 17	人 11	人 9	人 9	人 33	人 23	人 17	人 0	人 138

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
252 人	227 人	25 人	9.9 %

（参考）集中改革プランにおける定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成18年4月1日	平成24年4月1日	218人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区分／部門		１７年（参考）	１８年計画始期	１９年2年目	進捗率	(参考)平成23年度数値目標
一般行政	職員数	163	145	141	23.5	128
	増減		▲ 18	▲ 4		▲ 17
教　育	職員数	30	30	31	▲ 33.3	27
	増減			1		▲ 3
消　防	職員数	33	33	32	―	33
	増減					
公営企業等会計	職員数	26	33	30	100.0	30
	増減		7	▲ 3		▲ 3
計	職員数	252	241	234	30.4	218
	増減		▲ 11	▲ 7		▲ 23

7　公営企業職員の状況

(1)　紀美野町上水道事業事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A
18年度	112,737千円	8,318千円	35,397千円	31.4%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
18年度	5	20,327千円	2,427千円	8,321千円	31,075千円	6,215千円

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は平成19年3月31日現在の人数である。

②　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀美野町 （上水道事業会計）	45.4　歳	351,985　円	517,924　円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	45.3　歳	375,666　円	572,943　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

紀美野町(水道)	紀美野町（一般行政職）
１人当たり平均支給額（18年度） 1,664　千円	１人当たり平均支給額（18年度） 1,560　千円
（19年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 （ 1.6 ）月分　（ 0.75 ）月分	（19年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 （ 1.6 ）月分　（ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役　職　加　算　5～10　% 管　理　職　加　算　－　%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役　職　加　算　5～20　% 管　理　職　加　算　10～25　%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成19年4月1日現在）

紀美野町(水道)			紀美野町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年等	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分	勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分
勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分	勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分
勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分	勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置　２%～２０%加算）			（退職時特別昇給　２%～２０%　）		
１人当たり平均支給額	－	千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）			―
支給職員１人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			―
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
―	― %	― 人	― %

エ　特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）			72 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			18,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度決算）			80.0 %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
塩素充填特殊勤務手当	塩素充填作業に従事する職員	塩素充填業務	１回につき１，０００円

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	510 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	170 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

掲載

カ　その他の手当（平成19年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)1人当り6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、 3 満16歳から22歳の子供 5,000円加算	同じ	―	792 千円	158,400 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から５年限り月額2,500円	同じ	―	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【範囲は6%～10%】	同じ	―	882 千円	441,240 円
通勤手当	通勤距離が片道２ｋｍ以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	179 千円	89,400 円